

## 履修に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、新潟県立十日町看護専門学校学則（以下「学則」という。）第20条及び第21条、第22条に基づき、学生の授業科目の履修に関する必要な事項を定めるものとする。

### (科目的開設、履修の時期等)

第2条 各科目は、修業年限に定める教育課程に基づいてこれを開設するものとする。

2 学生は、前項の規定により開設される時期以外の時期にその科目を履修することができない。

### (科目的先修条件)

第3条 基礎看護学実習Ⅱを履修する者は、当該科目の履修に先立って、基礎看護学実習Ⅰの科目的単位を取得しておかなければならない。

2 専門分野Ⅱ及び統合分野の臨地実習を履修する者は、当該科目の履修に先立って、専門分野Ⅰ全ての科目的単位を取得しておかなければならない。

3 統合実習を履修する者は、当該科目の履修に先立って、専門分野Ⅱ全ての臨地実習及び在宅看護論実習の単位を修得しておくか又は修得見込みでなければならない。

### (授業科目時間)

第4条 各学年の授業科目、臨地実習は、別に定める県立十日町看護専門学校教育計画進度表（別表1）のとおりである。

2 1日の授業時間は下記のとおりとする。

1 時限	9：00～10：30
2 時限	10：45～12：15
3 時限	13：15～14：45
4 時限	15：00～16：30
臨地実習	8：30～17：00

3 講義・演習は90分をもって2時間とし、実習は60分をもって1時間とする。

### (授業の出欠)

第5条 授業毎に担当講師が出席の確認を行う。

2 遅刻は授業開始15分以内とし、それ以上は欠席とみなす。

3 早退は授業終了前15分以内とし、それ以上は欠席とみなす。

### (講義の単位認定)

第6条 学則第20条による講義の単位認定は試験をもって行ない、試験の合格者に所定の単位を与える。

2 試験は、筆記、実技、論文などにより行う。

3 受験資格は各授業科目時間数の3分の2以上の出席があることとする。

4 成績の評価は100満点とし、60点以上を合格とする。

5 試験は原則として、配当年次の年度内の科目終講時に行う。ただし、担当講師が必要と認めた時は終講時の試験以外にも行うことができる。

6 試験受験者は次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、当該科目的受験資格を失うものとし、学則第30条の規定を適用する場合がある。

(1) 試験中に監督者の指示に従わない場合

(2) 試験開始後15分以内に入場しない場合

(3) 他に迷惑を及ぼす行為、不正と疑われるような行為、不正行為を行った場合

7 やむを得ない理由により試験を欠席する場合は、試験開始前までに校長に届け出なければならない。

8 前項による届出を事前に提出しない場合は当該科目の受験資格を失うものとする。

(技術試験)

第7条 技術試験は下記のように実施する。

- (1) 技術試験を実施する科目は別に定める。
- (2) 技術試験を実施する科目の評価は筆記試験と技術試験をもって行う。

(追試験)

第8条 第6条7項の理由により授業科目試験を受けられず同条8項の届出があった者は追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、その事実を証明する書類等を添付し、追試験・追実習願（様式第1号）で校長に願い出て、指定された期日に追試験を受けなければならない。
- 3 前項による指定された期日とは登校した初日を原則とする。
- 4 追試験の成績は得点を8割換算し、第6条4項を適用させる。

(再試験)

第9条 授業科目試験が不合格であった者若しくは追試験の結果不合格であった者、その他校長が認めた者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けようとする者は、再試験・再実習願（様式第20号）で校長に願い出て、指定された期日に再試験を受けなければならない。
- 3 再試験の成績は60点以上をもって合格とする。ただし、60点以上であっても点数は60点とする。
- 4 再試験で不合格となった者は、次年度開講される当該科目を再履修しなければ受験資格を得ることができない。

(臨地実習)

第10条 臨地実習は別に定める計画表に基づいて行われる。

- 2 臨地実習の授業時間は、履修規定第4条2項のとおり1日を8時間とするが、各実習科目の学習計画により開始時間や終了時間はこれに限らないことがある。

(臨地実習の単位認定)

第11条 学則第20条による臨地実習の単位認定は各実習科目の評価表に基づき評価し合格者に所定の単位を与える。

- 2 単位認定に必要な出席時間数は各実習時間数の5分の4以上であることとする。
- 3 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

(追実習)

第12条 やむを得ない理由により出席時間数が各実習時間数の5分の4に満たなかった者は、追実習を受けることができる。

- 2 追実習を受けようとする者は、追試験・追実習願（様式第1号）で校長に願い出て、指定された追実習を受けることができる。
- 3 追実習は実習科目に定めた時間数を行う。
- 4 追実習の成績は得点を8割換算し、第6条4項を適用させる。
- 5 専門分野Ⅱ及び統合分野の追実習として受けることができる科目数は再実習と合わせて3科目までとする。

(再実習)

第13条 臨地実習が不合格であった者若しくは追実習の結果不合格であった者、その他校長が認めた者は再実習を受けることができる。

- 2 再実習を受けようとする者は、再試験・再実習願（様式第2号）で校長に願い出て、指定された再実

習を受けることができる。

- 3 再実習における実習病棟、実習期間等については、臨地実習評価会議で決定する。
- 4 基礎看護学実習Ⅱの再実習は、配当年次に受けることができる。
- 5 再実習の成績は60点以上をもって合格とする。ただし、60点以上であっても点数は60点とする。
- 6 専門分野Ⅱ及び統合分野の再実習として受けることができる科目数は、追実習と合わせて3科目までとする。
- 7 再実習で不合格となった者は、次年度開講される当該科目を再履修しなければ評価を得ることができない。

(成績評価)

第14条 成績評価の評語と点数、合否は以下のとおりとする。

評語	点数	判定
S	90点以上	合格
A	80点以上 90点未満	
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不合格

(やむを得ない理由)

第15条 履修に関する規程第5条2項及び3項、第6条7項、第12条1項による、やむを得ない理由とは次の各号の場合とする。

- (1) 学校保健安全法19条の病気にり患し、欠席した場合
- (2) 病気やけがにより入院して欠席した場合
- (3) 本人の不可抗力による事故、又は災害により欠席した場合
- (4) 2親等以内親族者の死亡により欠席した場合
- (5) その他、校長が認めた場合

2 前項に該当し欠席する場合は、証明するものを提出しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学則第22条に定める入学前の既修得単位等の認定は以下のとおりとする。

- (1) 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校または以下の資格（歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技師、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士）に係る学校若しくは養成所で本校の教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容と相当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で既修得単位の認定を受けることができる。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、本校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において履修した科目(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4人間と社会の項、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4人間と社会の項又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の養成施設指定規則別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。)の教育内容が本校における教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を本校において履修したものとみなすことができる。
- (3) 認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書(様式第3号)と学業成績証明書を入学年度の4月30日までに校長へ提出しなければならない。
- (4) 既修得単位の認定は既修得単位認定会議を経て校長が認定する。
- (5) 認定を受けようとする者は、既修得単位が認定されるまで当該授業を受講しなければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から実施する。

(別表1)